

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年9月29日～2022年10月5日)

令和4年(2022年)10月7日

| H | E | A | D | L | I | N | E | S |
|--|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 政治 ドヴォルチク首相府長官の辞任 ワルシャワセキュリティフォーラム ソロフ国家安全保障局(BBN)長官の辞任 ラウ外相のワシントン訪問 米国のポーランド支援 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談 ウクライナのヘルソン、ドネツク、ルハンスク、ザポリヅジャの各州をロシアに編入するロシア大統領令に対するポーランド政府の反応 モラヴィエツキ首相と欧州理事会議長とのテレビ会議 ワルシャワセキュリティフォーラム 新型短距離対空ミサイルの配備 ラウ外相とバーボック・ドイツ外相との会談 ラウ外相とデンディアス・ギリシャ外相との会談 | | | | | | | | 【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 |
| 治安等 ポーランドにおける経済犯罪が増加傾向 テロ脅威警戒レベルの延長 | | | | | | | | |
| 経済 ポーランド経済見通し 建設業者、予測不能なコスト増の場合、裁判所を介入させ契約の見直し要求が可能 ポーランド銀行、グリーンな投資を推奨 ポーランドの観光動向 欧州委員会によるリチウムイオン電池のリサイクル支援 ウクライナとの電力接続12月に完了予定 世論調査、エネルギーコスト上がっても対露制裁継続すべき EUの量子コンピュータプロジェクトへの参画 | | | | | | | | |
| 大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事 | | | | | | | | |
| 在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp | | | | | | | | |

政治

内政

ドヴォルチク首相府長官の辞任【9月29日】

9月29日、ドヴォルチク首相府長官の辞任が発表された。後任には、2015年から2019年まで上院議長を務めたクシチンスキ氏が就任すると報道されている。

ワルシャワセキュリティフォーラム【10月4日】

10月4日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワセキュリティフォーラムの討論会に参加した。首相は、ロシアは軍事分野だけではなく、プロパガンダ、エネルギー、外交的な脅威でもあることを指摘し、ウクラ

イナに武器を供給することによって、ロシアの脅威と戦う重要性に言及した。また、シモニテ・リトアニア首相及びチハノフスカヤ・ベラルーシ野党指導者とも会談を行った。

ソロフ国家安全保障局(BBN)長官の辞任【10月4日】

10月4日、ソロフ国家安全保障局(BBN)長官は、個人的理由により10月10日に辞任することをツイッターで発表した。同人は、7年間BBN長官の任に就いていた。

外交・安全保障

ラウ外相のワシントン訪問【9月23日～29日】

9月23日から29日にかけて、ラウ外相がワシントンを訪問し、二国間および多国間の会談を行った。ワシントン訪問中、ラウ外相は、ペロシ下院議長、シャヒーン上院議員、ウィッカー上院議員、ポーランド議員連盟および下院外交委員会のカプター議員、スミス議員と会談したほか、戦略国際問題研究所(CSIS)で行われたパネルディスカッションに参加した。また、米国の有カシンクタンクとの対話の一環として、大西洋評議会のケンペ会長、GMFのコンリー会長と面会するとともに、前政権の補佐官であるボルトン元国家安全保障問題担当大統領補佐官とも意見交換を行った。加えて、ワシントンに新設された「共産主義犠牲者博物館」を訪問するとともに、アメリカのポーランド人コミュニティの代表者と会談する機会も設けられた。

米国のポーランド支援【9月29日】

9月29日、米国議会は、ポーランドに対する2億8,860万米ドルの対外軍事基金を承認した。この基金は、ブリンケン米務長官がキーウで発表したもので、ウクライナの防衛のためにポーランドが提供した主力戦車等の補充を早めるものである。米国にとってポーランドは、ウクライナ以外では最大の対外軍事援助先の一つとなり、ロシアの脅威が高まる中、ポーランドの抑止力・防衛力が高められる。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【9月29日】

9月29日、ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領は電話会談を行い、ウクライナ東部および南部におけるロシアの違法・不正な「住民投票」に直面したポーランドとウクライナのさらなる行動、および両国間のさらなる協力について協議した。

ウクライナのヘルソン、ドネツク、ルハンスク、ザポ

リッジヤの各州をロシアに編入するロシア大統領令に対するポーランド政府の反応【9月30日】

9月30日、ウクライナのヘルソン、ドネツク、ルハンスク、ザポリッジヤの各州をロシアに編入するロシア大統領令に対して、ドゥダ大統領は、「ポーランドは、ロシアによるウクライナ領土の併合を非難し、決してそれを認めない。我々は、侵略者が追放されるまで、ウクライナとその国民の守護者を支援し続ける。今日のクレムリンの必死で情けない行動は、ロシアとの妥協を素朴に信じていた人たちの敗北である。」と、ツイートした。さらに、外務省は声明を発表し、ロシアに占領されたウクライナ地域をロシアに「独立を承認し」「併合」する違法行為を最も強い言葉で非難した。

モラヴィエツキ首相と欧州理事会議長とのテレビ会議【10月4日】

10月4日、モラヴィエツキ首相は、欧州理事会議長とのテレビ会議に参加した。10月上旬に予定されているEU首脳会合の準備会合となる。主な議題は、EUにおけるエネルギー価格の上昇、ロシアの行動や経済動向からみたウクライナの状況だった。

ワルシャワセキュリティフォーラム【10月4日】

10月4日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ワルシャワセキュリティフォーラムの防衛セクションの冒頭スピーチを行い、この数ヶ月で欧州の安全保障環境が大きく変化したことに関し、「ロシアのウクライナへの残忍な侵略の結果、我々は二度と直面しないことを望んでいた安全保障上の危機、すなわち欧州における全面的な武力紛争に直面している。ロシアの侵略は、モスクワの帝国主義的野心が欧州の安全保障構造およびルールに基づく国際秩序を無視して、近隣諸国に対する軍事力行使の用意のあることを証明した。どの国も単独で脅威と課題の全範囲に対処することはできない。ルールに基づく国

際秩序を損ない、我々の安全保障を脅かすロシアの努力に対抗するため、欧州の全ての国が積極的な姿勢を取る必要がある。ウクライナが、占領した領土からロシアを押し戻すことを可能にすることが極めて重要であり、ロシアの行動能力を制限し、できるだけ早く紛争を終わらせるために、ロシアに最大限の包括的な圧力をかけるべきである。また、現在の状況に適合するため、2016年のNATOワルシャワサミットで承認された前方プレゼンスから、前方防衛へとNATOの保証を変更すべきである。NATOの領域をたった1インチであっても守ることで、抑止力を確保できる。」と述べた。

新型短距離対空ミサイルの配備【10月4日】

10月4日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、訪問中のザモシチにおいて、ウォレス英国国防大臣の立ち会いのもと、新型の短距離対空ミサイル「NAREW(短射程型)」システムの第18防空連隊への配備を確認するとともに、同システムの運用に関する英国との協力に関する協定に署名した。

ポーランド軍は、加速度的に空からの脅威に対する能力を強化しており、「NAREW(短射程型)」システムは、英国の「スカイセイバー」対空ミサイルをベースとして、ポーランド製のレーダー及びトラックに

加えて、英国製の「CAMM」ミサイルにより構成されている。2023年前半には、エルブロンクに駐屯する第15防空連隊にも配備される予定である。

ラウ外相とバーボック・ドイツ外相との会談【10月4日】

10月4日、ラウ外相は、バーボック・ドイツ外相とワルシャワで会談した。会談のテーマは、ウクライナの戦争である。また、ラウ外相は、ドイツに提出した外交文書及び9月1日に発表した第二次世界大戦中にポーランドがドイツから被った損失の概算に関するレポートに言及し、ポーランド人に対するドイツの戦後賠償の問題について提起した。

ラウ外相とデンディアス・ギリシャ外相との会談【10月5日】

10月5日、ラウ外相は、デンディアス・ギリシャ外相とワルシャワで会談した。会談では、ロシアによるウクライナ侵略について話し合われた。両外相は、ロシアが占領したウクライナ地域の「独立承認」と「併合」の違法行為を強く非難した。会談中、東地中海の状況やポーランドが議長国を務めるOSCEの課題も提起された。

治 安 等

ポーランドにおける経済犯罪が増加傾向【10月5日】

10月5日、当地ジェチポスポリタ紙は、国家警察本部の統計を引用して、本年に入ってから現在までの間、約22万3千件の経済犯罪が確認されており、前年同期と比べて4万件増加していると報じた。主な犯罪は、商品の不公正取引、VAT詐欺、タバコの違法生産、EUからの補助金の不正受給などであるという。また、暗号通過やオンラインショッピングに関連した詐欺も増えていると付け加えた。専門家は、こうした増加の背景には、インフレやそれに伴う生活費の高騰があると指摘した。

テロ脅威警戒レベルの延長【10月5日】

10月5日、モラヴィエツキ首相は、同日23時59分までを期限としていたテロ脅威警戒レベルを11月30日23時59分まで延長する政令に署名した。これにより、ポーランド全域に発令されているサイバー空間におけるテロ脅威警戒レベル「CHARLIE」、及びテロ脅威警戒レベル「BRAVO」は維持されることになる。同措置は、2月28日以降、継続して発令されている。今般の政府発表においては、ポーランド国外のインフラ設備への脅威にも言及している。

経 済

マクロ経済動向・統計

ポーランド経済見通し【10月4日】

世界銀行は、2022年のポーランドのGDP成長率を4.0%と上方修正した(以前は3.6%)。他方、ウ

クライナで続く戦争が、新型コロナウイルス感染症蔓延後の経済回復を鈍化させているため、2023年のGDP成長率は1.6%まで減速すると発表した。

ポーランド産業動向

建設業者、予測不能なコスト増の場合、裁判所を介させ契約の見直し要求が可能【9月30日】

ウクライナ侵略による資材等の高騰、労働者の流出などにより混乱する建築業界に対し、ポーランド裁判所は、契約書に実際の物価やコストの上昇に応じて調整することを認める関連条項がない場合であっ

ても、民法の規定(事情変更の原則 *clausula rebus sic stantibus*)により、裁判所が介入し契約内容を見直すことが可能であるとの見解を示した。

これにより、建築請負業者は、材料価格やコストが通常の業務では予測できないほど根本的に変化

した場合、投資家が支払う報酬の増額を裁判所に請求し調整を行うことが可能となる。

ポーランド銀行、グリーンな投資を推奨【10月4日】

PwC Polska の報告書によると、ポーランドの銀行の63%がグリーン商品を開発し、75%の銀行がESGに関する法律やガイドラインの実施、69%がESG戦略の実施に注力するとしている。

一方、調査対象のどの銀行も、投資や事業全体が「汚い」(グリーンではない)と見なされた場合であっても、顧客の融資コストを引き上げて罰することは予定していない。その代わりに、銀行はESGの実施を奨励することに重点を置いている。

ポーランドの観光動向【10月5日】

ポーランドの観光業については、接客業を対象とした新型コロナウイルス感染症対策を撤廃したことにより、今年上半期は改善したことが中央統計局(GUS)のデータで明らかとなった。2022年上半期にポーランドで宿泊した観光客数は、前年同期比177.1%増の1,470万人以上で、この数字の内訳は、国内観光客が1,240万人(84.2%)、外国人観光客が230万人(15.8%)で、GUSによると、それぞれ前年同期比で3倍、6倍である。また、GUSのデータによると、2022年上半期の観光宿泊施設での宿泊数は3,750万泊で、2021年上半期の152.2%増となった。

エネルギー・環境

欧州委員会によるリチウムイオン電池のリサイクル支援【9月30日】

欧州委員会は、ポーランドの南部シレジア地方におけるリチウムイオン電池のリサイクル工場開発に7千万ユーロの投資を承認した。欧州委員会のプレスリリースによると、2014年から2020年までの欧州地域開発基金によるものである。

この投資はリチウムイオン電池と自動車触媒のリサイクル工場の設置に役立てられ、設置後、同工場において、電気自動車や自動車触媒に使用されているような使用済みリチウムイオン電池から、コバルト、リチウム、ニッケル、白金族金属などを含む、経済的・戦略的に重要な金属を回収することとなる。また、電池の安全な輸送、選別、機械的処理の開発も支援する。これらにより、少なくとも100人の直接雇用と約300人の間接雇用が新たに創出される見込みである。

世論調査、エネルギーコスト上がっても対露制裁継続すべき【10月2日】

世論調査によると、約60%のポーランド人はエネルギーコストが上昇しても対露制裁を継続すべきだと回答した(約16%が制裁継続に反対、約24%がどちらともいえないと回答)。また、50歳以上の高齢者及び男性は制裁継続に賛成する割合が高かった。

ウクライナとの電力接続12月に完了予定【10月3日】

ポーランド・ジェシェフ-ウクライナ・フメリヌーツィクイ間の400kVの送電線が2022年12月に復旧する予定である。専門家は、ウクライナの電力はポーランドの生命線であると述べている。復旧中の送電線によりウクライナからの電力輸入量を1000MWまで増加(現在は210MW)することが可能であり、仮に3か月間、この容量が維持されれば、ポーランドの冬のエネルギー需要の5%をカバーすることができるとしている。

科学技術

EUの量子コンピュータプロジェクトへの参画【10月4日】

4日、欧州高性能コンピューティング共同事業(EuroHPC JU)はEU最初の量子コンピュータのホスト及び運用先として、ポーランド、チェコ、ドイツ、スペイン、フランス、イタリアの6か国を選定した。このプロジェクトは総額1億ユーロで、選定された国において量子コンピュータを設置・統合することを目指す。ポーランドにおいては、衛星システムと高度な電子機器のメーカーである Creotech Instruments 社がこのプロジェクトに取り組むこととしており、2025年ま

で100量子ビットの量子コンピュータを構築し、2029年までに1,000量子ビットのソリューションを提供するための技術的準備を整えることを目標としている。同社を含むコンソーシアムへの第1段階の予算は、約1,800万~2,000万ユーロになる見込みである。

なお、EuroHPC JU は既に欧州に8つのスーパーコンピュータを調達している(フィンランド(世界第3位)、スロベニア、ルクセンブルク、ブルガリア、チェコ、イタリア、スペイン及びポルトガル)。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退

避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>**有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催中です。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/tradycja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>**【開催中】展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」【2022年9月15日(木)～10月15日(土)】**

マウオポルスカ県ニェポウオミツェ市にて、ニェポウオミツェ博物館(ニェポウオミツェ城)及びマウオポルスカ県「音

と言葉」センター主催の展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」が開催されます。

展覧会「記憶と感謝の花」は、ニエポウオミツェ城にて9月15日(木)から10月9日(日)まで開催されます。澤岡泰子氏による木のリトグラフ作品の展覧会です。

展覧会『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」は、マウオポルスカ県「音と言葉」センターにて9月27日(火)から10月15日(土)まで開催されます。阪神淡路大震災後に、被災した日本の児童・生徒を受け入れたポーランドの都市や、シベリア孤児に縁のある都市に在住する子どもたちによる、「命」をテーマとした絵や和紙作品の展覧会です。

開催場所: ul. Zamkowa 2, 32-005 Niepołomice及びul. Zamkowa 4, 32-005 Niepołomice

【開催中】日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品「モクリト」展覧会【2022年9月20日(火)～11月20日(日)】

マウオポルスカ県ノヴィ・タルク市にて、ノヴィ・タルク市役所、ノヴィ・タルク市文化センター及びノヴィ・タルク市印刷博物館主催「日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品『モクリト』展覧会」が開催されます。

開催場所: Muzeum Drukarstwa w Nowym Targu, ul Jana III Sobieskiego 4, Nowy Targ

詳細: <https://muzeumdrukarstwa.nowytag.pl/aktualnosc/spotkania-z-mokurito-litografia-na-drewnie-japonskich-i-polskich-artystow>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail.wr.mofa.go.jp)